

# 社会福祉法人新田保育園 役員等報酬規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人新田保育園の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- 2 役員とは、理事及び監事、評議員をいう。
- 3 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。又費用とは明確に区分されるものとする。
- 4 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費、宿泊費及び手数料等の経費をいい、報酬等は明確に区分されるものとする。

## (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長を除く役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した時は、次により出席報酬を支給する。なお、同日に法人の業務を1日行った場合は、第4条の通りとする。  
但し、非常勤理事（月額報酬）である理事長及び業務執行理事に対しては、出席報酬は支給しない。

	出席報酬（日額）
理事会出席報酬等	3,000円+税金
評議員会出席報酬等	3,000円+税金

但し、交通費については、別途実費分を支給する。

## (役員の勤務報酬等)

第4条 理事長が、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び交通費を支給する。

- 2 理事（業務執行理事も含む）が、理事長の命を受けて1日法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、別表1により報酬及び交通費を支給する。
- 3 監事が、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び交通費を支給する。
- 4 評議員が、理事長の命を受けて法人運営のための1日業務にあたった場合は、別表1により報酬及び交通費を支給する。

## (報酬等の支給方法)

第5条 報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- 2 理事長は月額報酬として、当月25日支給する。その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は前日、または前々日に支給する。業務執行理事に対する報酬は翌月5日までに支給する。
- 3 他の役員に対する報酬は、理事会、評議員会または評議員選任・解任委員会への出席など法人・施設運営のための業務に当たった都度、支給する。
- 4 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

5 報酬等は、法令に定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	そ の 他
実 費	6,000 円	5,000～10,000 円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員（園長・副園長）の法人業務については、理事会・評議員会等の出席報酬は支給しない。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年6月14日より適用する。

この規程は、平成29年10月2日より適用する。

この規程は、令和元年7月1日より適用する。

この規程は、令和元年10月1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	交 通 費	備 考
理 事 長 業 務 報 酉 等 (月額)	200,000 円 (額面)	実 費	
業 務 執 行 理 事 報 酉 等 (日額)	10,000 円 (額面)	実 費	
理 事 業 務 報 酉 等 (日額)	10,000 円+税金	実 費	
監 事 監 査 指 導 報 酉 等 (日額)	10,000 円+税金	実 費	
評 議 員 業 務 報 酉 等 (日額)	10,000 円+税金	実 費	

但し、理事・監事業務等で業務が半日（4時間未満）の場合は、日額報酬の半額とする。